

島根県骨髄バンク登録推進指針

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する指針

1 本指針の位置づけ

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年九月十二日法律第九十号。以下「法」という。）第5条に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されていることに基づき、島根県における推進に関する施策として本指針を策定する。

2 本指針の期間

平成30年度から平成35年度（2023年度）までの6年間を期間とする。

3 現状と課題

数値は公益財団法人日本骨髄バンクの集計による。以下記述のない場合は同じ。

（1）本県におけるドナー登録者数

〔現状〕

①ドナー登録者数

- 平成28年度末における島根県内のドナー登録者数は4,135人。
毎年増加し、10年間でおよそ1.8倍となっている。
- 対象人口千人当たりのドナー登録者数について、本県の都道府県順位は、平成20年度、平成21年度の第4位には及ばないものの、平成28年度においては第8位と高順位を維持している。

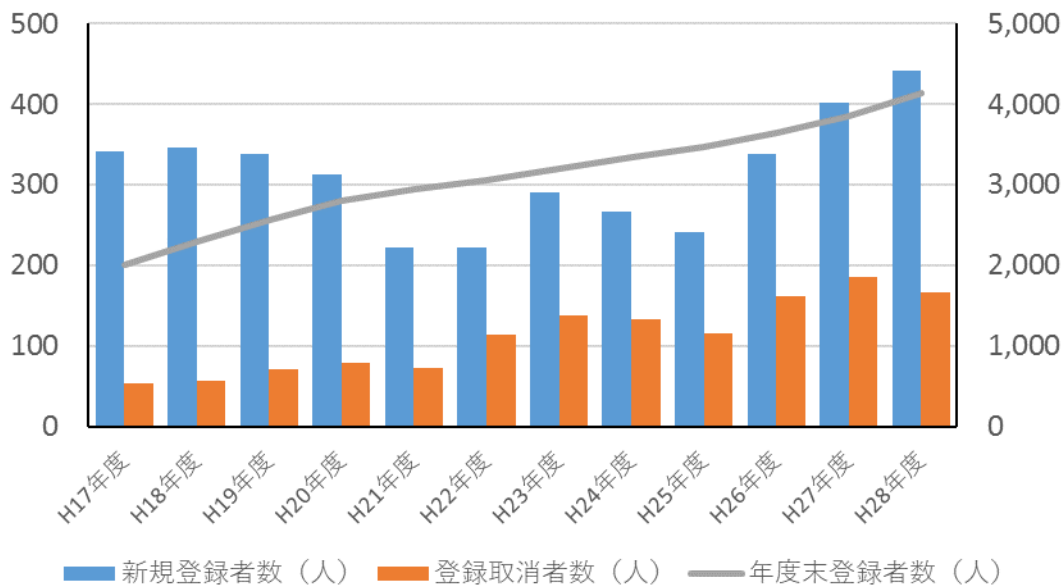
②新規ドナー登録者数

- 県内の新規ドナー登録者数について近年の推移を見ると、平成22年度には年222人まで減少していたが、ここ数年で著しい増加に転じ、現在は年間400人超と、過去10年で最高の状況となっている。
- 平成28年度末における対象人口千人当たりのドナー登録者数は、15.32人であり、全国平均の8.29人を大きく上回っている。

島根県内のドナー登録者数

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
新規登録者数（人）	342	346	338	313	223	222	291	267	242	339	402	442
登録取消者数（人）	54	57	72	79	73	114	138	134	116	162	185	166
年度末登録者数（人）	2,006	2,295	2,561	2,795	2,945	3,053	3,206	3,339	3,465	3,642	3,859	4,135
対前年度増加数（人）	-	289	266	234	150	108	153	133	126	177	217	276
対象人口千人当たりの 年度末登録者数（人）	-	-	7.78	9.32	9.82	10.18	10.69	11.13	11.55	12.14	14.19	15.32
同全国平均（人）	-	-	4.77	5.58	5.95	6.33	6.79	7.15	7.39	7.50	8.10	8.29
同都道府県順位	-	-	5	4	4	5	6	8	8	7	7	7

島根県内のドナー登録者数



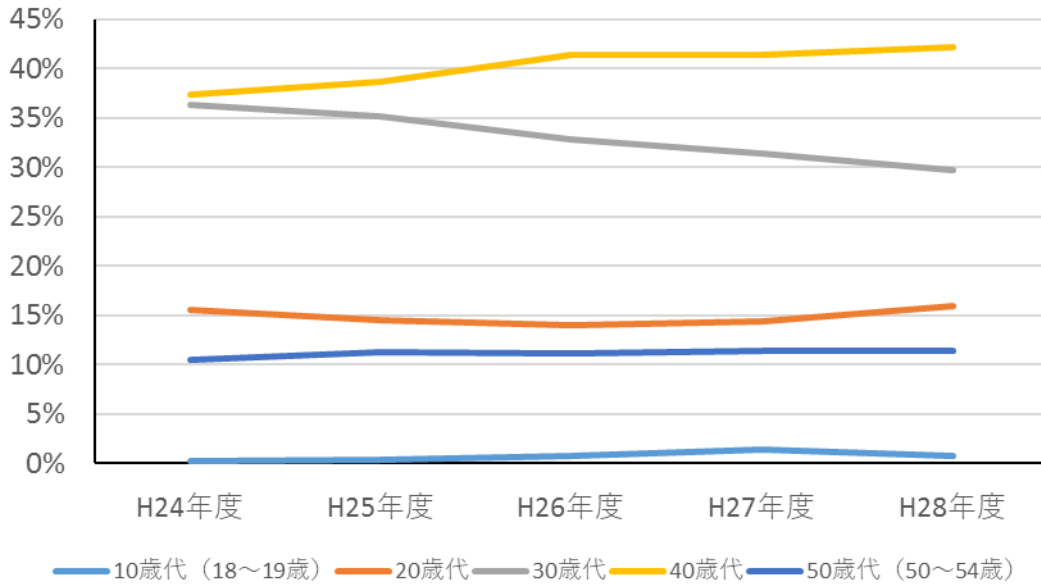
③ドナー登録者の年齢構成

- 平成 28 年度末における県内のドナー登録者を年齢構成別に見ると、40 歳以上（40～54 歳）が 53.6%で半数を超える。全国では 54.7%であり、同様の傾向が見られる。
- 30 歳未満（18～29 歳）の割合は 16.7%であるが、全国では 15.6%であり、これも同様の傾向が見られる。
- 近年の推移を見ると、10 歳代、20 歳代、50 歳代の割合に大きな変化はないが、30 歳代の割合が低下する一方で、40 歳代の割合が増加している。県民人口を見ても同じ傾向が見られるため、ドナー登録に特有の事象ではないと考えられる。

島根県内の年代別ドナー登録者数とその割合

	H24年度		H25年度		H26年度		H27年度		H28年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
10歳代 (18～19歳)	6	0.2%	13	0.4%	29	0.8%	56	1.5%	28	0.7%
20歳代	521	15.6%	503	14.5%	511	14.0%	555	14.4%	661	16.0%
30歳代	1,213	36.3%	1,219	35.2%	1,194	32.8%	1,211	31.4%	1,230	29.7%
40歳代	1,248	37.4%	1,338	38.6%	1,505	41.3%	1,597	41.4%	1,743	42.2%
50歳代 (50～54歳)	351	10.5%	392	11.3%	403	11.1%	440	11.4%	473	11.4%

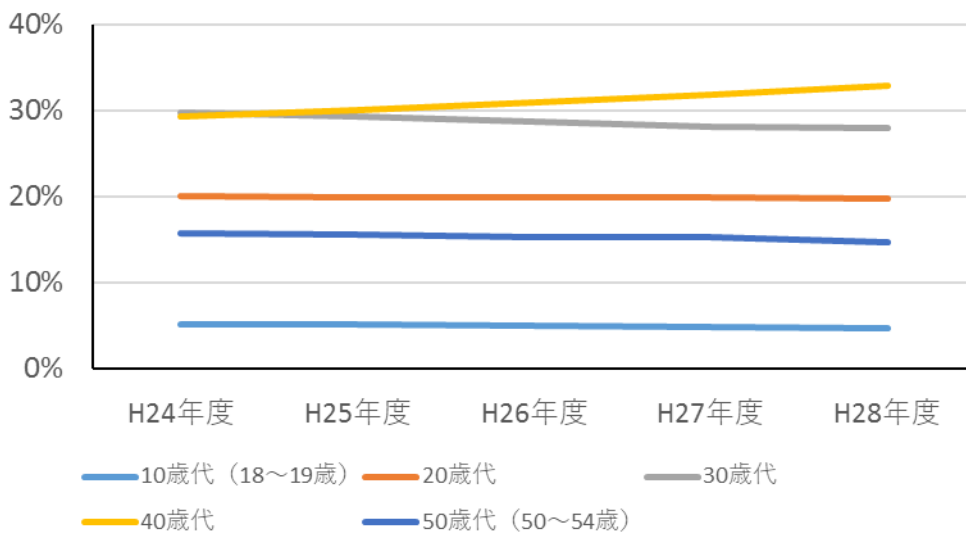
島根県内のドナー登録者の年代別割合



島根県の年代別人口とその割合

	H24年度		H25年度		H26年度		H27年度		H28年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
10歳代 (18~19歳)	13,854	5.1%	13,768	5.1%	13,171	5.0%	12,775	4.9%	12,200	4.7%
20歳代	54,611	20.1%	53,579	19.9%	52,834	20.0%	52,031	19.9%	50,982	19.8%
30歳代	80,950	29.8%	78,654	29.3%	76,125	28.8%	73,576	28.1%	71,892	27.9%
40歳代	79,509	29.3%	80,714	30.0%	81,982	31.0%	83,103	31.8%	84,727	32.9%
50歳代 (50~54歳)	42,881	15.8%	41,957	15.6%	40,621	15.3%	39,966	15.3%	37,773	14.7%

島根県のドナー対象年齢人口



③ドナー登録率

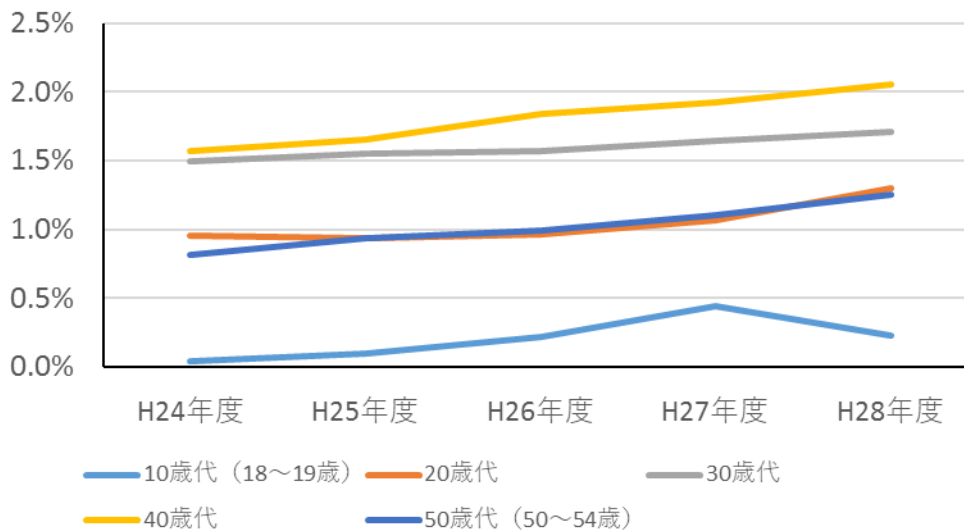
○ドナー登録を行っている県民の割合を年代別に見ると、すべての年代で上昇傾向にある。近年の新規ドナー登録者の増加は、特定の年代に偏って見

られる傾向ではないと考えられる。

島根県の年代別のドナー登録率

	H24年度			H25年度			H26年度			H27年度			H28年度		
	人口	ドナー	登録率	人口	ドナー	登録率	人口	ドナー	登録率	人口	ドナー	登録率	人口	ドナー	登録率
10歳代（18～19歳）	13,854	6	0.04%	13,768	13	0.09%	13,171	29	0.22%	12,775	56	0.44%	12,200	28	0.23%
20歳代	54,611	521	0.95%	53,579	503	0.94%	52,834	511	0.97%	52,031	555	1.07%	50,982	661	1.30%
30歳代	80,950	1,213	1.50%	78,654	1,219	1.55%	76,125	1,194	1.57%	73,576	1,211	1.65%	71,892	1,230	1.71%
40歳代	79,509	1,248	1.57%	80,714	1,338	1.66%	81,982	1,505	1.84%	83,103	1,597	1.92%	84,727	1,743	2.06%
50歳代（50～54歳）	42,881	351	0.82%	41,957	392	0.93%	40,621	403	0.99%	39,966	440	1.10%	37,773	473	1.25%

島根県の年代別のドナーの登録率



〔課題〕

○ドナー登録者数における課題としては、①登録抹消者の増加、②若年層の占める割合の低さの2点が挙げられる。

①登録抹消者の増加

○今後、登録抹消者が増加することにより、これまでと同程度の新規ドナー登録があったとしても、ドナー登録者数の増加は鈍化する。また、人口も減少していくため、啓発の効果が同程度あったとしても新規ドナー登録者数が減少に転ずる恐れがある。今後もより多くのドナー登録者を確保するために、新規ドナー登録者数の増加が継続するよう施策を講じる必要がある。

②若年層の占める割合の低さ

○ドナー登録は18歳から54歳までとされており、高齢で登録するほど提供可能な期間が短くなる。

若年層に関する課題は全国的な課題でもあり、法に基づき厚生労働大臣が定めた、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るための基本的な方針（以下、国基本方針）において、「ドナー登録を広く受け付けつつも、ドナーとなる意思を持つ者にできるだけ長い期間ドナー登録をしてもらうという観点から、若年層への重点的・積極的なドナーリクルートに取り組むことが必要」としている。

(2) 事業実施体制

[現状]

- 全国的には平成3年度に骨髄移植のあっせん機関となる財団法人骨髄移植推進財団（現公益財団法人日本骨髄バンク）が設立された。
- 本県における移植医療の推進組織としては、平成9年度に財団法人島根難病研究所（現公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根）に、しまねまごころバンクが新たに設立された。
- ドナー登録会では、医師、看護師のほかに、登録制度の説明員が必要であるが、その説明員を日本骨髄バンクの地区普及広報委員の他、らいらっくの会、骨髄バンクを支援する松江の会、同出雲の会の3つのボランティア団体が務めることにより支えられている。普及啓発事業など、ドナー登録を推進していく上でボランティア団体の存在は不可欠な状況となっているが、本県のボランティア団体は、高齢化や組織運営費用の負担等により運営に苦慮される状況にある。
- 国が定める「非血縁者間骨髄移植の実施に関する指針」（厚生労働省健康局長通知（最終改正：平成22年9月7日））において、関係者間の連携の確保として、「各都道府県等においては、関係者間の連携のもと、地域の実情に応じた事業が行われるよう、都道府県等、財団（注：公益財団法人日本骨髄バンク）、日本赤十字社、骨髄等の移植医療の専門家、関係医療機関の医師及びボランティア等の関係者からなる連絡協議会を設置するなど、関係者間の情報や意見の交換ができる場を設けることが望ましい」とされている。
- 本県においては、しまねまごころバンクを中心に県、医療機関、公益財団法人日本骨髄バンク、島根県赤十字血液センター、ボランティア団体で構成する骨髄移植推進連絡会議を設置し、事業を推進している。

[課題]

- 骨髄移植を推進するためには、関係機関同士の協力が必要である。今後もより効果的に事業を実施するため、関係者間で密接に情報共有や連携を図っていく必要がある。
- ボランティア団体については、その維持が難しい状況にあり、引き続きその活動を支援していく必要がある。

(3) ドナー登録事業の実施状況

[現状]

- ドナー登録の方法には、①各保健所及び島根県赤十字血液センターでの個別の登録、②集団による登録の2つがある。
- ①保健所及び島根県赤十字血液センターでの個別の登録
 - 松江圏域では松江保健所と日本赤十字社が設置する島根県赤十字血液センター、その他の圏域では各保健所が受付窓口となっている。
 - 島根県赤十字血液センターにおける登録受付は、土曜日及び祝日を除く9:00～16:30に行われている。
 - 各保健所における登録受付は概ね月2回、隠岐保健所はあらかじめ電話で相談した日に行われている。
- ②集団による登録
 - 集団による登録の方法としては、国が定める「骨髄バンク集団登録事

業実施要綱」(厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知(最終改正:平成23年1月11日))において、(ア) 集団登録会、(イ) 移動献血における骨髄等の提供希望登録受付(以下、献血併行型ドナー登録会)、(ウ) ドナー登録説明会の3つが示されている。

(ア) 集団登録会

地域住民や公的機関及び企業等の従事者を対象とする登録会

(イ) 献血併行型ドナー登録会

移動献血会場において、献血事業に支障がなく実施可能な場合に移動献血と併行して実施する登録会

(ウ) ドナー登録説明会

医師の確保が困難等により採血ができない場合に集団登録会に代えて説明のみ行い、後日保健所等で採血を行うもの

○本県においては(イ) 献血併行型ドナー登録会が主たるドナー登録の方法であり、年間50回程度が実施され、年間の新規ドナー登録者数の8割強を占めている。近年、新規ドナー登録者数が著しく増加した理由として、より効果的な実施会場の選択やボランティア団体をはじめとした関係者間の連携強化が考えられる。

○献血併行型ドナー登録会は、島根県赤十字血液センター、しまねまごころバンク及びボランティア団体の連携により実施しており、問診、採血及び検体管理は島根県赤十字血液センターの医師及び看護師が、説明はボランティア団体及びしまねまごころバンクが行っている。また、これらの調整をしまねまごころバンクが行っている。

島根県の登録方法別新規ドナー登録者数

区分		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
個別の登録	保健所	15	5	6	5	2
	島根県赤十字血液センター	78	39	26	27	44
集団による登録	集団登録会	4	25	73	80	67
	献血併行型ドナー登録会	170	173	234	290	329
	ドナー登録説明会	0	0	0	0	0
計		267	242	339	402	442

[課題]

①保健所及び島根県赤十字血液センターでの個別の登録

○保健所での登録受付は、問診等を行う医師を確保することが難しいため、常時受付を行う体制を取ることは困難な状況にある。

○島根県赤十字血液センターでの登録受付は、献血目的の来所者に併せてドナー登録していただくことが期待されるが、新規の来所者は少なく、登録受付件数があまりない状況にある。

②集団による登録

- 献血併行型登録会は、毎年概ね 50 回程度と、実施回数は増えていないが、より効果的な会場の選択、ボランティア団体との連携強化等により、ドナー登録者数が増えている。
- 集団登録会は、不定期に開催しているものの、参加医師の調整や会場の確保に苦慮している。

(4) 普及啓発の実施状況

[現状]

- しまねまごころバンクが中心となって、機関紙の発行や国が定める骨髄バンク推進月間（10月）における新聞、ラジオ等の広報、成人式でのチラシ配布、高校生へのメッセージカードの配布などによる普及啓発に取り組んでいる。
- また、県内学校、事業所及び各種関係団体等を対象に、移植医療に対する理解を深めてもらうため、日本骨髄バンクの地区普及広報委員やしまねまごころバンク職員による講演会を行っている。

[課題]

- より高い効果が得られる手段、方法で普及啓発を行う必要がある。
- 登録会の開催と組み合わせる等、啓発によって興味を持った者が新規ドナー登録に結びつきやすい方法で行う必要がある。

(5) 造血幹細胞の提供までの期間等

[現状]

- ドナーからの提供が行われるまで（ドナーコーディネート）には以下の 4 つの行程があり、公益財団法人日本骨髄バンクが実施主体となっている。

①初期行程

ドナー検索を行い、ドナー候補者（複数）に問診票を送付し返信されるまでの行程

②確認検査行程

問診票受領後、ドナー候補者への医師による確認検査を行い、検査結果に基づく判定を行うまでの行程

③ドナー選定行程

ドナー候補者の中から最終的なドナーの選定を行い、ドナーの最終的な同意を得て、最終判定を行うまでの行程

④採取行程

最終判定後、病院で採取が行われるまでの行程

- 造血幹細胞移植のうち骨髄移植のドナーコーディネートに要する期間については、平成 28 年度の全国実績の中央値において、初期行程に 8 日、確認検査行程に 25 日、ドナー選定行程に 7 日、採取行程に 73 日の計 113 日を要している。

(注) 数値は第 49 回造血幹細胞移植委員会資料による

- 平成 28 年度、全国で、移植に至らずコーディネートが終了した場合の 67%はコーディネートの初期行程においてであり、そのうちドナーに理由がある割合は 94%であった。ドナーの理由の 32%は健康理由、68%は健康理由以外の理由であった。

(注) 数値は第 49 回造血幹細胞移植委員会資料による

- 安心してドナーになることができる環境整備の一環として、事業所によるドナー休暇制度の創設を促進する目的で、ドナーが従事する事業所に対してドナーの入通院休暇の日給相当の1/2を補助するドナー休業補償制度を平成26年度に創設したが、これまでの申請実績は2件であった。

〔課題〕

- 骨髄移植のドナーコーディネートについては、期間の短縮（平成24年度122日、平成28年度113日）が見られるが、ドナー休暇制度の普及等、安心してドナーになることができるための環境整備が必要である。
- ドナー休業補償制度を活用して、事業所によるドナー休暇制度創設をより促進する必要がある。

4 基本的な方向性及び目標

県は法の趣旨に則り、しまねまごころバンクを始め、日本赤十字社島根県支部、ボランティア団体等、関係団体と協力して、造血幹細胞の適切な提供を推進する。

このため、①ドナー登録者を増加させるための環境整備、②安心してドナーになることができるための環境整備の2点を進める。

また、平成35年度（2023年度）までに年間新規ドナー登録者数を、平成28年度比で10%増加させることを目標とする。

5 造血幹細胞の提供の推進に関する取組方針

（1）ドナー登録者を増加させるための環境整備

①若年層に対する教育

若年層の登録者数を確保していくには、高等学校等での教育の場で造血幹細胞移植の理解を深めていく必要がある。そのため、養護教諭への情報提供など教育現場と連携した取組を推進する。また、学校において献血教育やがん教育が取り入れられていることから、これらに造血幹細胞移植に関する内容も加えるなど、若年層への教育を充実させる。

②若年層への働きかけ

大学等でドナー登録会を実施するなど若年層への働きかけを強める。

③ドナー登録機会の確保

ドナーとなる意思を持った県民が、住所地の近くでドナー登録ができるよう、各保健所における登録受付を継続する。また、関係機関と連携し、新規ドナー登録が最も多い献血併行型登録会の開催回数を確保し、集団登録会とともに、より効果的な会場での実施を図る。

④造血幹細胞移植に関する認知度の向上

あらゆる機会や媒体を通じて、県民の造血幹細胞移植に関する認知度向上に努める。

⑤ボランティア団体に対する支援

ドナー登録者の確保には、とりわけボランティア団体の尽力によるところが大きいと、ボランティア団体への支援を行う。

（2）安心してドナーになることができるための環境整備

①職場、家族への理解の促進

ドナー登録後、ドナー候補者としてコーディネートが開始された後に仕事の都合等により、コーディネートが中止されることが多いことから、出前

講座等により職場等への理解の促進に努める。

②ドナー休暇制度の創設促進

県内事業所におけるドナー休暇制度の普及状況を把握するよう努め、ドナー休業補償制度を利用しながら、県内事業所及び関係団体に対してドナー休暇制度の創設を働きかける。

③造血幹細胞移植推進拠点病院の整備

国の整備方針に基づき、造血幹細胞移植推進拠点病院の整備を支援する。

(3) 関係者の連携

本計画を着実に実行していくため、しまねまごころバンクが中心となって、定期的に会議を開催する等、関係者間の連携強化に努める。